

第5章 実現のための施策の方針

1 施設緑地の整備目標及び推進方策

(1) 都市公園

1)整備目標

将来想定人口 7.1 万人に対して、整備目標は、市民 1 人当たり概ね 40 ㎡程度を目標とします。

公園種別ごとの配置方針と整備目標量は以下に示すとおりです。

2) 配置方針と整備目標量

① 住区基幹公園

市民の日常生活に身近な公園であり、市街地内に均衡に配置し、人と人とのふれあいの場、安心してくつろげる場として配置します。

● 街区公園

- 現在85箇所、22.01ha整備されており、計画目標年次までに新たに9箇所、 3.97haを整備し、合計94箇所、25.98haとします。
- 誘致距離は250m程度を基本として配置します。
- 既成市街地など、住区基幹公園の誘致圏外に位置する地域おいて公園を配置する ことが困難な場合は、既存の公共施設緑地や樹林地を活用して代替機能を確保 するなど、可能な限り適正に配置することを検討します。

● 近隣公園

- 現在9箇所、12.2ha整備されており、計画目標年次までに新たに2箇所、4.0ha を整備し、合計11箇所、16.2haとします。
- 誘致距離は500m程度を基本としながら、周辺公園緑地等の分布状況を考慮して配置を検討します。

● 地区公園

- 現在2箇所、9.8ha整備されており、計画目標年次までに新たな配置を行う予定はありません。
- 島松地区及び周辺には地区公園を配置しませんが、島松屋外運動場(公共施設極地 4.3ha)を地区公園の代替機能を有する施設として位置づけます。
- 既存ストックの施設緑地等を活用し、地区公園として再整備する場合は、誘致距離は 1km 程度を基本としながら、周辺公園緑地の分布状況を考慮して配置を検討します。

② 都市基幹公園

市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、スポーツなどの利用に供することを目的とした公園として配置します。

● 総合公園

 現在、恵庭公園、恵み野中央公園、ルルマップ自然公園ふれらんどの 3 箇所、 84.6ha が整備されており自然環境の保全を図りながら、公園機能を維持していきます。

● 運動公園

現在、運動公園は未整備ですが、恵庭公園(総合公園)、恵み野中央公園(総合公園)、ルルマップ自然公園ふれらんど(総合公園)、中島公園(地区公園)、島松屋外運動場(公共施設緑地)等において運動公園の機能を補完することができることから、計画目標年次までに新たな配置を行う予定はありません。

③ 特殊公園

- 現在、中恵庭公園、柏木地区レクリエーション施設、松鶴公園の 3 箇所、5.0ha が整備されており、これら公園機能を維持していきます。
- 墓所需要に対応するとともに、良好な都市景観の形成を目的として、西島松地区に墓園を 1 箇所、13.9ha 配置します。

4 都市緑地

- 現在、39 箇所、50.66ha が整備されており、このうち、漁川河川緑地とユカンボシ川河川緑地については未整備個所の整備を推進します。
- 都市緑地は、計画目標年次までに新たに 4 箇所、漁川河川緑地とユカンボシ川河 川緑地の未整備個所を含め 112.9ha 配置し、合計 43 箇所、163.56ha とします。

⑤ 緑道

- 現在、2 箇所、3.78ha が自転車歩行者道として整備されており、緑道として位置づけます。
 置づけます。
- 今後は、都市計画マスタープランに基づく地域まちづくりプロジェクトや道道札 幌恵庭自転車道線の延伸計画の具体化に合わせ、緑道や自転車歩行者道の配置を 検討します。

(2) 公共施設緑地

都市公園に準じた機能を有する緑地を、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から配置します。

1) 公園、緑地等

盤尻公園(市民スキー場)、えなみ公園(パークゴルフ場)、交通公園、惟宮碑を 都市公園に準じた機能を有する公共施設緑地として位置づけます。

2) 学校等

• 学校などの空間を公共施設緑地として位置づけます。

3) その他

• 市庁舎や体育館、その他公共施設・広場、公営住宅敷地内の公園及び緑地等の空間を公共施設緑地として位置づけます。

(3) 民間施設緑地

1) 学校等

カリンバ遺跡に隣接する北海道文教大学や、恵み野中央公園に隣接して文教地区を形成している私立学校群の空間は、都市環境に寄与する民間施設緑地として位置づけます。

2) スポーツ・レクリエーション施設等

● 一般に開放されているゴルフ場、パークゴルフ場、JR北海道野球場、サッポロビール北海道工場、えこりん村は、恵庭市民だけではなく市外からの来訪者の利用にも供する民間施設緑地として位置づけます。

2 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 法によるもの

1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

計画目標年次までに新たな指定を行う予定はありません。

2) 風致地区

計画目標年次までに新たな指定を行う予定はありません。

3)河川区域

- 現在指定されている河川区域を継続するとともに、北島地区遊水地区域を追加します。
- 北島地区遊水地区域を含む河川区域は、エコロジカルネットワークの中核地区・ 拠点地区・回廊地区としても位置づけられるものでもあることから、河川管理者 との協力のもと、良好な環境を形成するとともに、利活用を検討します。

4) 保安林区域

恵庭市内に帯状に分布し、エコロジカルネットワークの形成にも寄与する防風保 安林については、自然環境学習などの場としての活用を検討します。

5) 地域森林計画対象民有林

現在指定されている地域森林計画対象民有林を継続します。

6)農用地区域

現在指定されている農用地区域を継続します。

7) その他法によるもの

- 平成 17 年に国の史跡として指定されたカリンバ遺跡地区は、継続して保全を図ります。
- カリンバ遺跡の周辺地区については、文化遺産の学習の場としての活用を検討します。

(2) 条例等によるもの

- 市街地内とその周辺部において良好な都市環境の形成に寄与している樹林地、由 緒由来のある樹木等を維持していくため、市民の保健休養や都市景観上保全する ことが必要と認められるものを「北海道自然環境等保全条例」、「恵庭市水と緑の まちづくり推進条例」により保護地区や保全地区、保存樹木として指定すること で、地域内で行う行為を制限するなど、地区の保全・保護を図ります。
- 花の田園住宅地区計画区域においては、花と緑の景観づくり協定、建築ガイドラインによる美しい街並みを形成し、維持していきます。
- このほか、現在、工業地の事業所敷地内等で緑化されている緑地空間については、 緑化協定などの手法により、将来にわたって保全すべきものを位置づけます。

(3) 緑の基本計画における総緑地量

- 都市公園等の施設緑地及び河川敷地や防風保安林等の地域制緑地として確保する 総緑地量は次表のとおりとなります。
- 将来市街地では、緑地が258.85ha確保され、将来市街地(1,850ha)に占める緑地の面積は、14.0%となります。
- 都市計画区域では、緑地が6,023.33ha 確保され、都市計画区域(16,420ha)
 に占める緑地の面積は、36.7%となります。

			当初計	当初計画策定時現況(平成10年)	現況(平	:成10年)		Щ.	見直し年時(中間年次)現況(平成24年)	中間年次) 現況 ((平成24年)				目標年次(平	(平成32年)	()			
四班代的		市街	市街化区域(用途地域)	途地域)		図	対	市街化	市街化区域(用途地域)	地域)		都市計画区域	4~~	市街化区域	玄域 (用途地域)	l _	拖	都市計画区域	紛	*	井
でもの作用の	=	整備	整備・指定量	7 2 2	整備	整備・指定量	7 2	整備	整備・指定量	1 / 2	整備	指定量	7 / 2	整備・	指定量	- / 2	整備・	指定量	7 25	=	£
	_	箇所	面積 (ha)	≺ E	笛所	面積(ha)	≺ E	笛所	面積 (ha)	\ \ E	箇所 面	面積 (ha)	≺ 	箇所 面	面積 (ha)	\ ≺ E	箇所 回	面積 (ha)	≺ E		
	街区公園	9/	19.23	3.22	2 76	19. 23	2.98	82	22.01	3, 39	82	22.01	3.19	94	25.98	3.82	94	25.98	3.66	6 (1)	
住区基幹公園 近隣公園] 近隣公園	7	9. 50	1.59	7 6	9. 50	1.47	6	12. 20	1.88	6	12. 20	1.77	10	14. 20	2.09	Ξ	16. 20	2. 28	8 (2)	
	地区公園	2	10.31	1.73	3 2	10.40	1.61	2	9.80	1.51	2	9.80	1. 42	2	9.80	1. 44	2	9.80	1.38	8 (3)	
新七世 於八周		2	52. 20	8.74		52. 20	8.09	2	52. 20	8.03	3	84. 60	12. 26	2	52. 20	7. 68	က	84.60	11.92	2 (4)	
間に発性なほ	뼆																			(2)	
	基幹公園計	87	91.24	15.28	8 87	91.33	14. 16	86	96. 21	14.80	66	128. 61	18.64	108	102. 18	15.03	110	136. 58	19.24	4 (1) ~ (5) の計	
	風致公園																			(9)	
	動植物公園																			(7)	
特殊公園	歷史公園																			(8)	
	海風																-	13.90	1.96		
	その街				က	4.90	0.76				က	2.00	0.72				က	5.00	0.70	0 (10)	
広場公園																				(11)	
広域公園																				(12)	
緩衝綠地																				(13)	
都市緑地		24	20. 29	3.40	0 24	23.96	3. 71	33	30.48	4.69	39	20.66	7.34	34	33. 68	4.95	43	163. 56	23.04	4 (14)	
緑道		2	3.78	3 0.63	3 2	3. 78	0.59	2	3.78	0.58	2	3. 78	0.55	2	3. 78	0.56	2	3. 78	0.53		
都市林																				(16)	
国の設置によるもの	. 8 t 0																			(11)	
	都市公園計	113	115.31	19.31	1 116	123.97	19. 22	133	130.47	20.07	143	188.05	27. 25	144	139.64	20.54	159	322.82	45.47	7 (1)~(17)の計	+5
公共施設緑地	1	79				174.06		62	52.31	8.05	136	162.30	23. 52	62	52.31	7. 69	136	162.30	22.86	6 (18)	
₩4	都市公園等合計	192	1		1 223	298.03		228	182. 78	28. 12	279	350, 35	50.78	239	191.95	28. 23	295	485.12	68.33	3 (1) ~ (18) の計	11
民間施設緑地		9	32.13	3 5.38	8 10	421.09	62. 29	7	32. 78	5.04	14	472.98	68. 55	7	32. 78	4.82	14	472.98	66.62	2 (19)	
	施設緑地計	198	198.78	33.30	0 233	719.12	111.49	235	215.56	33. 16	293	823.33	119.32	246	224. 73	33.05	309	958. 10	134.94	4 (20)=(1) ~(19) の計	9) の計
緑地保全地域	4																			(21)	
特別緑地保全地区	地区																			(22)	
風致地区																				(23)	
*河川区域		3	20.70	3.47	7 7	608. 20	94. 29	က	20.70	3. 18	7	608. 20	88. 14	က	20.70	3.04	7	798. 20	112.42	2 (24)	
*保安林区域					6	163.80	25.40				6	163.80	23. 74				6	163.80	23.07	7 (25)	
*地域森林計画対象民有林	画対象民有林	3	13.32	2 2.23	3 82	589.88	91.45	3	10.14	1. 56	20	605. 26	87.72	3	10.14	1. 49	20	600.82	84.62	2 (26)	
*農用地					-	4178.90	647.89				-	4008.00	580.87				-	3825. 50	538.80	0 (27)	
その他法によるもの	: るもの							-	4. 26	0.66	-	4. 26	0.62	-	4. 26	0.63	-	4. 26	09 '0	0 (28)	
114	法によるもの計	9			66 0	5540. 78	859.04	7	35. 10	5. 40	38	5389. 52	781.09	7	35. 10	5. 16	38	5392. 58	759.52	2 (21) ~ (28) の計) <u>=</u> +
*環境綠地保護地区等	镬地区等	3	2. 10	0.35	5 4	4. 27	0.66	4	4.27	99 '0	4	4. 27	0.62	4	4. 27	0.63	4	4. 27	0.60	0 (29)	
協定																				(30)	
その他条例によるもの	よるもの				2 3	44. 20	6.85	2	43.10	6.63	4	46.50	6. 74	2	43. 10	6.34	4	46.50	6.55	5 (31)	
条例等	条例等によるもの計	5			7 7	48.47		9	47.37	7. 29	8	50.77	7.36	9	47.37	6.97	8	50.77	7.15	5 (29) ~ (31) の計)計
	小計	11	79. 22	2 13.27	106	5589. 25		13	82. 47	12. 69	46	5440. 29	788. 45	13	82. 47	12. 13	46	5443, 35	766.67	7 (32) = (21) ~ (31) の計	(31) の計
地域制	地域制緑地間重複控除					-87. 66						-6.33	-0.92						-0.89	(33)	
	地域制緑地計	11	79. 22	2 13. 27	7 106	5501.59	852.96	13	82.47	12. 69	46	5433.96	787. 53	13	82. 47	12. 13	46	5437.02	765.78	8 (34) = (32) + (33)	33)
施設·地域制》	施設·地域制緑地間重複控除		-47. 0 i			-224. 40	-34. 79		-48.35	-7. 44			-53.88		-48.35	-7.11			-52.36	(32)	
	緑地総計		209 230. 99 38. 69	38. 6t	9 339	5996. 31	929.66	248	249. 68	38. 41	339	5885. 50	852.97	259	258.85	38. 07	355	6023.33	848.36	6 (20) + (34) + (35)	35)
-	Г	_	と区域人口.	平成9年度		5.97	万人	市街化[市街化区域人口 平成22年国調	成22年国訓				等来市街	将来市街化区域人口	平成324	<u></u> #+	6.80	万人		
ζ		都市言	都市計画区域人口 平成9年度末	1 平成9年	度末	6.45	万人	都市計	都市計画区域人口 平成22年国調	平成22年国	国言語	6.90	カ人 ‡	平来都市	将来都市計画区域人口 平成32年	口 平成3	32年	7. 10	万人		

3 施策の体系

本計画における計画体系を以下のように定めます。

緑を まもろう

水

لح

緑

ゆ

た

か

な

11

や

す

5

ぎ

0

あ

る

ま

ち

1)

●柱その1 ① 適正な土地利用による保全 自然地の ② 市街地の緑の維持 保全 ③ 公園緑地等整備にあたっての配慮 ●柱その2 ① 森林の保全 樹木・樹林の ② 樹林地の保全 ③ 法や条例などによる保全 保全 ① 水辺環境の保全 柱その3 水辺と生態系 ② 生物多様性の確保 の保全 ③ 河川管理者との連携 ① 農地の保全と田園景観の維持形成 ●柱その4 ② 美しい農村景観づくり 農地の保全と ③ 都市と農村の交流 交流

2) 緑を ふやそう

●柱その1 ① 適正な公園の配置 公園施設等の ② 骨格的な公園の整備 ③ 緑地の拡充 整備・維持 ④ 特色のある公園の整備 ⑤ 公園施設長寿命化計画の推進 柱その2 ① 道路の緑化 ② 緑道・自転車歩行者道の整備 緑のネット ③ 結節点の整備 ワークの形成 柱その3 ① 公共公益施設の緑化 公共公益施設 ② 学校緑化 の緑化 ③ 国・道などの施設の緑化 ●柱その4 ① 住宅地の緑化推進 ② 工業地の緑化推進 民有地の緑化 ③ 商業地の緑化推進 ④ 緑化協定や建築協定制度の活用

3) 緑を そだてよう

柱その1 ① 緑化機会の確保 市民の ② 管理体制の構築 ③ 水と緑のまちづくり推進基金の充実 参加・協力 ④ 緑の募金 ① 自然保護意識の普及啓発 ●柱その2 自然保護活動 ② 自然保護団体との協働 ③ 環境ボランティアの育成 と環境教育の ④ 緑化学習の推進 推進 ⑤ 緑化講習会の開催 ●柱その3 ① 緑の散策マップの発行 ② 観察会の開催 緑の広報活動 ③ 緑のPR ●柱その4 ① 推進体制の確立 花の ② 街に花と緑をふやす まちづくり ③ 花の供給システムの維持・発展 ④ 推進拠点づくり ⑤ イベントの開催

"

1 緑をまもろう(柱その1)

1 自然地の保全

① 適正な土地利用による保全

市街地内に新たに住宅地や工場等が整備される場合は、都市計画制度の活用や"まちづくりのルール"を定めるなど、緑の保全を前提とした適正な土地利用の形成をめざします。

② 市街地の緑の維持

- 恵庭公園や茂漁川河川緑地などは、市街地内に自然林が色濃く残る身近な自然環境として、また、憩いの場として市民に親しまれています。
- これらの公園や緑地の緑は、適正な管理により維持・活用を図ります。



恵庭公園



茂漁川河川緑地

③ 公園・緑地等整備にあたっての配慮

規模の大きな公園・緑地や、民間事業者が開発する観光・レクリエーション施設の整備などにあたっては、周辺の自然環境や生態系への影響に最大限配慮します。



自然の面影を残す恵庭公園の樹林地

1 緑をまもろう(柱その2)

2 樹木・樹林の保全

① 森林の保全

- 漁岳を源とする漁川、それに繋がる数々の支流から形成される恵庭渓谷や 周辺の国有林などの森林地帯は、豊かな緑や野生動植物の生息域である自 然環境が広がっています。
- これらは市民の貴重な財産であり、恵庭市をはじめ近隣自治体の水瓶ともなるえにわ湖を中心とした水源涵養保安林でもあります。
- 恵庭市では、これらの良好な 水環境を後世に伝えるため 「恵庭市漁川流域に係る水 道水源の水質の保全に関す る条例」が制定されており、 その主旨をふまえて水源の 保全はもちろん、良好な自 然植生や鳥獣の保護に努め ます。



森林地帯を流れる漁川の上流部

② 樹林地の保全

- 防風保安林やルルマップ川などの河畔林は、市街地や市街地近郊にまとまった緑として残されています。
- これらの樹林地は、市街地近郊にあって身近な自然環境や自然景観に接することができる場として保全・活用していきます。
- 特に市街地に残る樹林地については、住環境の快適性や安全性の面から、 公園や緑地としての活用を積極的に推進し、自然環境にふれあえる場として整備を図ります。

③ 法や条例などによる保全

- 樹林地やまとまった緑を守るため、自然保護保全制度や都市計画制度など を活用し、保護地区や地域地区、都市施設としての位置づけ、緑地協定等、 あらゆる制度を活用し、保全を図ります。
- 具体的には、既存の制度である「北海道自然環境等保全条例」や「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」による樹林や樹木の指定と、具体的な保全・整備に伴う支援施策として新たな制度の創設を検討し、樹林や樹木を保護・保全します。

1 緑をまもろう(柱その3)

3 水辺と生態系の保全

① 水辺環境の保全

- 恵庭市では漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川の5河川が市街地を貫流しており、緑の帯を形成しています。
- これら河川は、その潤いある景観や自然特性を活かし、住宅地や道路、公園など、市街地と一体となった水辺環境の保全、形成を図ります。



漁川

② 生物多様性の確保

● 河川空間は連続した緑の帯であり、森林地域から市街地を経て農村地域まで、恵庭市全域に自然の息吹を伝えるエコロジカルネットワークとなっています。これら河川空間と隣接した市街地に分布するまとまりのある緑をつなぐことにより、生物多様性の高いまちづくりを推進します。

③ 河川管理者との連携

● 河川の改修・整備にあたっては、自然環境の保全・再生や景観形成に配慮した「多自然川づくり」をめざします。そのため、河川管理者である国や北海道に協力を要請するとともに、具体的な事業実施にあたっては相互連携を図っていきます。



茂漁川の多自然川づくり

1 緑をまもろう(柱その4)

4 農地の保全と交流

① 農地の保全と田園景観の維持・形成

- 農村地区では、号線道路や防風保安 林が特徴的な景観を形成しています。
- これらは、恵庭市はもとより北海道を代表する景観であることから、農業との調和のとれた土地利用を図り農地を保全するとともに、生け垣や屋敷林、周辺樹林と一体となった田園景観の維持・形成を図ります。



田園景観

② 美しい農村景観づくり

- 快適な農村生活環境をつくるため、環境保全等に留意しつつ地域住民が快適に居住・営農できるよう、農村景観の維持・向上をめざします。
- また、農村空間全体としての景観の調和・統一を図り、市民の協力による 緑化などにより、より豊かで美しい農村景観づくりを進めます。

③ 都市と農村の交流

- 「農」をテーマとしたルルマップ自然公園ふれらんど、民間施設えこりん 村がオープンし、都市と農村との交流拠点が形成されました。
- 今後はこれらの場を、市民や来訪者に恵庭市の魅力を伝えるとともに、地域活性化の場などとしての積極的に活用していきます。



ルルマップ自然公園ふれらんど 楽農祭

2 緑をふやそう(柱その1)

1 公園施設等の整備・維持

① 適正な公園の配置

- 市民が最も身近に利用する公園であり、災害時の一時避難所ともなる街区公園や近隣公園は、恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模の基づき適正に配置します。
- 高齢社会へ対応するため、バリアフリー、 ユニバーサルデザインの考えに基づく施 設整備、既存施設のリニューアルを推進し ます。



② 骨格的な公園の整備

市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、スポーツなどの多様なニーズに対応できるよう、総合公園や地区公園などの公園は、施設整備や維持管理の充実を図ります。



恵み野中央公園のバイカモ

恵み野駅西口地区においては、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区として指定されている優れた自然環境を活かしながら、隣接する柏木川の河川空間と一体となった市民交流の森の整備を推進し、緑の保全と良好な都市環境の形成を図ります。

③ 緑地の拡充

● 河川敷地や市街地内の樹林などについては、活用に配慮しながら緑地の充 実を図ります。

④ 特色のある公園の整備

多様化するスポーツ・文化・レクリエーション活動への対応、野外活動・自然教育をテーマにした公園などの整備、四季が感じられる工夫や五感に触れられる工夫などを行い、特色ある公園の整備を推進します。



ユカンボシ公園

⑤ 公園施設長寿命化計画の推進

「恵まれた庭」という地名にふさわしいまちとして公園をしていくため、 今後は計画的に既存公園・緑地等の長期的な維持管理方針や施設の長寿命 化に対する検討を行っていくことが重要であり、調査・計画作成に取り組 んでいきます。

緑をふやそう(柱その2)

緑のネットワークの形成(1)

道路をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園・緑地を結ぶネットワークルートと しての役割を担うとともに、災害時の避難路や延焼遮断帯などとしての役割も併せ持 つ都市の緑として整備を図ります。

① 道路の緑化

- 道路は最も身近な公共空間であ ると同時に、恵庭市やまちのイメ ージを印象づける重要な空間で す。
- そのため、沿道の土地利用や道路 の構造・機能など、道路の特性に 合わせて街路樹を選定するなど、 道路緑化を積極的に推進します。



緑のネットワークルート

- 都市計画道路などの広幅員の道路は、歩行者の安全性確保のためにも、高 木や中・低木・地被植物が一体となった街路樹網を形成します。
- 緑の骨格として緑豊かな沿道景観を形成するとともに、市街地に自然を導 くエコロジカルネットワークを補完する役割を持つ空間としても位置づけ、 植栽材料、植栽形式、配植等を検討します。

街路樹網の考え方

〔道路の特性〕 道路機能 交通特性 幅員構成

●植栽材料

●植栽形式 沿道土地利用: ●配植 等

歴史文化性 景観特性

気候特性 地形特性 〔自然条件〕

- 道路の特性に合わせ、植栽材料、植栽形式、配植等を検討します。
- 今後整備する都市計画道路には、緑化を検討します。

〔地域の特性〕

- 既存の道路においても、街路樹の補植等による緑量の向上や、剪定・除草等 の適切な管理を行います。
- 道路緑化と併せて、無電柱化についても検討し、沿道景観の向上に努めます。
- 沿道の未利用地を有効に活用し、ポケットパークや緑地の整備を推進するこ とにより、うるおいと親しみの感じられる空間形成に努めます。 道路緑化にあたっては、沿道住民との協働による維持管理手法を検討します。
- 成長しすぎた危険木や支障木については、剪定、植え替えなど適切な維持管 理を行います。

2 緑をふやそう(柱その2)

2 緑のネットワークの形成(2)

② 緑道・自転車歩行者道の整備

- 近年の健康志向や環境への関心の 高まりなどから、ウォーキングや ジョギング、サイクリングなどの 健康スポーツが盛んになっていま す。また、散策についても公園や 河川緑地などにおいて、多くの人 が楽しんでいるようすが見られま す。。
- そのため、緑道や自転車歩行者道の整備、河川空間を活用した散策路など、緑豊かで、安心して街なかを周遊することができるレクリエーションネットワークルートを形成し、利用拠点となる公園・緑地や公共施設空間などを結びつけていきます。





自転車歩行者道・散策路の 整備例

■ また、道道札幌恵庭自転車道線の延伸にあたっては、彩りあふれる恵庭らしい沿道景観を形成するとともに、田園景観や防風林、恵庭岳などへの眺望にも配慮していきます。

③ 結節点の整備

- 駅前広場やレクリエーション活動 の拠点となる公園・緑地、ネット ワークルートが交差するオープン スペースなどは、街なかを周遊し たり散策したりするうえでの結節 点として位置づけます。
- 休憩や交流の場、ネットワークルートとその周辺の公園・緑地等に関する情報提供施設(案内板)などを整備し、特色ある緑化による街並み景観を形成します。



ポケットパーク さわやか広場

2 緑をふやそう(柱その3)

3 公共公益施設の緑化

① 公共公益施設の緑化

- 市内には市庁舎をはじめ、公民館、図書館、体育館、福祉施設、駅前広場などさまざまな公共公益施設があり、多くの人が利用する場であることから、緑化対象として重要な空間であるといえます。
- そのため、まちの緑化モデルとして積極的に緑化を推進し、地域緑化のシンボルとなる空間としていきます。
- また、学校を含め多くの公共公益施設が災害時の避難所・避難場所として重要な役割を担っているため、敷地外周には見通しを確保しながら防火性の高い樹木を導入するなど、防災にも配慮した緑化を図ります。
- 成長しすぎて防犯、交通安全面等で支 障となる樹木については、剪定、植え 替えなど適切な維持管理を行います。

② 学校緑化

- 学校は地域に最も身近な公共施設であり、地域緑化の拠点的役割を担う空間として位置づけられ、環境教育の観点を取り入れた特徴のある緑化を進めることが望まれます。
- 生徒が主体となった花壇の造成・管理、 ビオトープ空間の整備といった体験型 緑化活動を保護者や地域住民、行政な どが支援することにより、緑化推進と 自然保護意識を育んでいきます。

③ 国・道などの施設の緑化

国や道などが管理する施設については、 緑の基本計画の基本理念・緑の将来像 の実現に向け、周辺環境に調和した緑 化や景観の形成について協力を要請し ていきます。



公共公益施設の緑化例



駅前広場の緑化例



学校の緑化例



国・道などの施設の緑化例

2 緑をふやそう(柱その4)

4 民有地の緑化

① 住宅地の緑化推進

- 住宅地は、緑あふれる親しみやすい街並みと快適な住環境を形成するため、 ガーデニングの普及や生け垣の奨励などを図ります。
- また、現在も良好な住環境を保っている地区や、今後住宅地として開発が 見込まれる地区では、地区計画制度や建築協定制度等の締結を検討し、緑

に囲まれたうるおいのある住環境 の形成を図ります。

土地の高度利用が行われる中高層 住宅では、市街地景観形成の観点 から、緑地空間の確保、接道部や 駐車場周辺の緑化について協議す るなど、緑化推進を図ります。



緑あふれる街並み

② 工業地の緑化推進

- 工場や大規模な倉庫群など広大な 面積を有する工業地は、地域景観形成の観点から重要な空間であり、周辺 地域の景観に配慮したうるおいのある緑化を促進し、職場環境の向上にも 寄与するものとします。
- 特に大規模工場では、騒音・振動等、隣接地の住環境への影響も考えられることから敷地外周部への緩衝縁地帯配置を促進し、良好な市街地環境の 形成を促進します。

③ 商業地の緑化推進

- 市民や来訪者など多くの人が訪れる商店街は、花や緑が連続する彩りあふれる商業地の形成を推進し、恵庭らしい魅力ある景観形成を図ります。
- 緑化スペースを十分に確保することができない場所では、壁面やハンギングバスケットなどを有効に



彩りと魅力あふれる緑化

活用するなど、立体的な緑化手法を検討します。

④ 緑化協定や建築協定制度の活用

- 統一された緑化や街並みづくりによる良好な市街地景観の形成を図るため、 都市緑地法による緑化協定や建築協定などの締結を促進していきます。
- このほか、統一された緑化の推進を図るため、「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき、工場や町内会などとの緑化協定締結を積極的に推進します。

3 緑をそだてよう(柱その1)

1 市民の参加・協力

① 緑化機会の確保

- 緑化活動は、市民が自主的に緑化を行う意識を醸成するうえで重要な機会となります。
- 緑化機会を積極的に増やすとともに、取り組みやすく、イベントとしても 行いやすい植樹方法を取り入れるよう努めます。



取り組みやすい植樹方法



イベントとしても行いやすい植樹方法 (雪中植林)

② 管理体制の構築

公園や緑地が持つ機能を有効に発揮できるよう、各地区のみどりの推進員や自然活動団体・河川愛護団体をはじめ、市民が気軽に参加できるような維持管理体制の構築に努め、その円滑な運営を図ります。

③ 水と緑と花のまちづくり推進基金の充実

緑化施策を継続的に実施していくためには、安定した財源確保が必要になることから、市民の協力を得ながら「水と緑と花のまちづくり推進基金」を継続し、その充実を図ります。

④ 緑の募金

 「緑の募金による森林整備等の 推進に関する法律」に基づき、 学校募金・街頭募金・職場募金 等を推進するとともに、その募 金を活用して市民がさまざまな かたちで緑化活動に参加できる よう努めます。



緑の募金による学校環境緑化事業 (松恵小学校)

3 緑をそだてよう(柱その2)

2 自然保護活動と環境教育の推進

① 自然保護意識の普及啓発

自然環境や緑の重要性に対する市 民意識の向上を目的として、自然 観察会や野鳥観察会、体験学習会 などの活動を支援・促進し、自然 保護意識の普及啓発を図ります。

② 自然保護団体等との協働

- 縁をまもり、そだてていくためには、市民一人ひとりの緑や緑化された公共施設などに対する愛護意識を高めることが重要です。
- 自然保護団体等に対して負担なく協力・支援が得られるように環境整備を行い、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働による自然保護活動と環境教育の推進を図ります。



自然観察会



川の学習(松恵小学校)

③ 環境ボランティアの育成

- 市民による自主的な環境保全活動を促進するため、環境ボランティアの育成を図ります。
- 環境保全について市民一人ひとりの理解と認識を深めるため、環境教育の基本となる方針の策定、シンポジウムの開催、教材の作成など、環境都市恵庭をめざした取り組みの推進を図ります。

④ 緑化学習の推進

次代を担う子どもたちの緑に対する意識を高めるため、緑に関するパンフレット(小冊子)発行のほか、体験学習の機会と場を充実するなど、緑化学習の推進を図ります。

⑤ 緑化講習会の開催

市民の緑化知識と技術向上を図る ため、各種講習会を開催します。



えにわ市民植樹祭 (ルルマップ自然公園ふれらんど)

3 緑をそだてよう(柱その3)

3 緑の広報活動

① 緑の散策マップの発行

市内の拠点となる緑やポイントとなる緑、ネットワークを形成している緑、 自然環境や生息・生育している動植物などが一目でわかるマップを作成し、 市民や来訪者に提供できるようにしていきます。

② 観察会の開催

- 恵庭公園や中島公園、河川緑地、ルルマップ自然公園ふれらんどなどの自然環境を活かし、市民や来訪者を対象として、身近な緑の役割や、そこに生息・生育している小動物、鳥類、昆虫、魚類などとの関わりを知ってもらうため、樹木や野草の観察会をはじめ、野鳥や小動物の観察会を開催します。
- これら観察会を通し、恵庭市の緑の大切さや魅力を発信していきます。

③ 緑のPR

- 花のまちづくりをめざす行動の指針として、市民と行政との協働で策定された「えにわ花のまちづくりプラン」(平成20年改定)の発行や、街のあり方をテーマにしたイベント「花とくらし展」の開催は、これまで(平成24年現在)に23回を数えました。また、花のまちづくりの「花はな通信」の発行、花マップの配布などを積極的に行っています。
- 今後も道と川の駅花ロードえにわを拠点として市民や来訪者に対するPRを行い、緑の大切さ、緑を育てる楽しみを提供していきます。

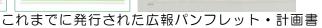












▶ 緑をそだてよう(柱その4)

4 花のまちづくり

① 推進体制の強化

- 花のまちづくりは、「花のまちづくりプラン」に基づいて推進しているところであり、プランの推進を目的として恵庭花のまちづくり推進会議が設立されています。
- 今後は、花いっぱい文化協会、恵庭市花苗生産組合のほか、商店街、企業、 恵庭フラワーマスター協議会、花ガイドの方々などとの連携を深め、プラ ン実現に向けた推進体制強化を図ります。

② 街に花と緑をふやす

- 私たちのめざす花のまちづくりは、「花のまちづくりプラン」の目標である 総合的な環境の質、すなわち「恵庭らしさ」をめざし、市民と行政の協働 により、植栽空間や季節に応じた花と緑と街を彩るアクセントとしてふや していきます。
- 市の花スズランについては、在来種の栽培技術を確立し、普及・拡大を図ります。

③ 花の供給システムの維持・発展

恵庭市は道内でも有数の花苗生産地であり、現在、恵庭市花いっぱい文化協会と花苗生産者との連携による市民への花苗供給システムが確立されています。

今後も花のまちづくりを推進していくため、イベント等を通じて生産者と 市民の交流を深め、植栽技術の向上、情報共有を図りながら、このシステムを維持・発展させていきます。

④ 推進拠点づくり

- 花のまちづくりを進めていくためには、 市民が気軽に立ち寄って相談したり、学 んだり、交流したりできる拠点が必要です。
- 推進拠点づくりに向け、施設整備の優先度、必要となる機能、運営の仕組みと体制などについて検討していきます。

⑤ イベントの開催

花をテーマとした市民交流を活発化し、 花に関する情報を発信するため、花とく らし展を継続するとともに、誰もが楽し める花のイベント事業を推進していきます。





花とくらし展

4 実現化に向けて

緑の基本計画がめざす『水と緑ゆたかな"やすらぎのあるまち"』を実現していくため、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、さまざまな施策や事業を推進していきます。

(1) 市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働

- 緑に対する意識向上、自主的な緑化活動の実践と拡大を、市民や各種団体、 事業者、行政が互いに役割を分担しながら、連携と協働により緑の保全・整備・維持管理を推進していきます。
- また、市民主体の活動が行いやすい環境整備に努めるとともに、支援や人材の発掘・育成を進めます。

(2) 推進体制の確立

- 緑の基本計画を推進していくため、市民や各種団体、事業者、行政による協 働の体制と、それぞれが持つ情報を共有化するシステムを確立し、施策・事 業を総合的に推進していきます。
- 年次ごとに緑の基本計画実現に向けた進捗状況を確認する仕組みを確立し、 幅広い視点から緑の将来像の早期実現をめざします。
- 広報活動を充実し、緑に関する情報を広く発信することにより、市民の緑に 対する意識を高めていきます。

(3) 国・道・関係自治体との広域的な連携

河川や国道・道道、広域性の高い防災に関わる公園・緑地などの配置及び整備に関しては、国・道・関係自治体との相互連携を強化し、施策・事業を推進していきます。

(4)緑の基本計画の見直し

概ね5年ごとに行われる都市計画に関する基礎調査結果や、まちづくりの進展状況、緑の基本計画の施策及び事業の進捗状況、緑の基本計画に関わる関係法令の改正、社会経済情勢の大きな変化などをふまえ、必要に応じて計画を見直します。

